

鳥取県公報

令和2年11月13日(金) 号外第88号

毎週火・金曜日発行

		目	次	
\Diamond	人委規則	職員の勤務時間、休暇等に関す	る規則及び県費負担教職員の勤務時間、	休暇等に関する
		規則の一部を改正する規則(11	 (給与課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •

人事委員会規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する 規則をここに公布する。

令和2年11月13日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第11号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正 する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改 正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改工	E 後	改	正 前
附則		附則	
1~9 略		1~9 略	
(令和2年度における特別	休暇の特例)		
10 令和2年度における特	寺別休暇については、第16		
条の規定にかかわらず、	条例第16条第1項の人事		
委員会規則で定める場合	合は、第16条の表の左欄に		
掲げる場合及び次の表の	D左欄に掲げる場合とし、		
条例第16条第2項の人事	事委員会規則で定める期間		
は、第16条の表の右欄に	こ掲げる期間及び次の表の		
右欄に掲げる期間とする	<u> </u>		
年末年始における新型	令和2年12月24日から		
コロナウイルス感染症	令和3年1月11日まで		
(新型インフルエンザ	の期間内において、3		
等対策特別措置法(平	日の範囲内の期間		
成24年法律第31号) 附			
則第1条の2第1項に			
規定する新型コロナウ			
イルス感染症をいう。)			
の拡大防止のため、職			
員が勤務しないことが			
相当であると認められ			
る場合			

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次 のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

附則

1~9 略

(令和2年度における特別休暇の特例)

10 令和2年度における特別休暇については、第15 条の規定にかかわらず、条例第14条第1項の人事 委員会規則で定める場合は、第15条の表の左欄に 掲げる場合及び次の表の左欄に掲げる場合とし、 条例第14条第2項の人事委員会規則で定める期間 は、第15条の表の右欄に掲げる期間及び次の表の 右欄に掲げる期間とする。

年末年始における新型 令和2年12月24日から 等対策特別措置法(平 成24年法律第31号) 附 則第1条の2第1項に 規定する新型コロナウ イルス感染症をいう。) の拡大防止のため、職 員が勤務しないことが 相当であると認められ る場合

コロナウイルス感染症 令和3年1月11日まで (新型インフルエンザ の期間内において、3 日の範囲内の期間

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

1~9 略